

I A - 1

小児難治性てんかんに対するBromideの有効性について

大阪大学医学部小児科

田中順子・三牧孝至・田川哲三・小野次朗・鈴木保宏・板垣裕輔・小野寺隆・今井克美・岡田伸太郎

小児難治性てんかん患者にBromideを投与し、治療効果および副作用について検討した。

〈対象〉 大阪大学小児科神経外来に通院中のてんかん患者のうち、種々の抗てんかん薬を至適血中濃度に保って使用しても発作抑制が困難であった難治性てんかん患者13例を対象とした。年齢は3~22歳(11.3±6.0歳)、罹病期間は3~22年(10.4±6.0年)でうち11例の罹病期間は5年以上であった。てんかん分類では部分てんかん(PE)8例、全般てんかん(GE)5例であった。発作分類では二次性全般化を伴う単純または複雑部分発作(pGTC)8例、ミオクロニー発作を含む2つ以上の発作型を持つ混合発作3例、Lennox-Gastaut症候群(LG)1例、ミオクロニー発作1例であった。発作回数は7例では毎日頻回にあり、6例では日に数回であった。併用薬剤数は1~4剤(平均2.7剤)であった。

〈方法〉 現在投与中の抗てんかん薬は同量継続または無効併用薬剤を減量しながらBromideを0.3~0.6g/day(10~30mg/kg)から開始し、0.3~0.5g/dayずつ漸増し、0.8~3.0g/day(25~110mg/kg)まで投与した。発作抑制効果判定は著効・有効・やや有効・一過性改善・無効・悪化の6段階にわけた。

〈結果〉 著効2例・有効3例・やや有効2例・一過性改善1例・無効3例・悪化2例で、一過性改善を含め13例中8例(61%)で臨床発作の減少を認めた。てんかん類型別ではPE6/8例(75%)・GE2/5例(40%)に効果があった。発作型別ではpGTC6/8例・混合発作1/3例・LG1例に効果があり、pGTCにおいて最も有効性が高く、ミオクロニー発作・非定型欠伸発作への効果は少なかった。副作用は4/13例(30%)に認められ、その症状は発疹3例・眠気1例であった。うち1例では臨床効果があったため減量し継続投与を行っているが、他の3例では投与を中止した。

〈結論〉 難治性てんかんのうち、PE特にpGTCに対してBromideは有用であると考えられたが、副作用の出現率も高いため投与に際しては十分な注意が必要と思われた。

I A - 2

小児難治性てんかんに対するsodium valproate大量療法の検討

岡山大学小児神経科

○天野るみ 水川美智子 大塚頌子 大田原俊輔

小児の難治性てんかんに対してsodium valproate(VPA)大量療法の有効性が最近注目されてきた。我々は各種の小児難治例に対しVPAの大量投与を試みたので、その実施法、臨床効果と副作用の問題点について述べる。

〈対象および方法〉対象は小児てんかん難治例のうちVPA大量療法(血中濃度100μg/ml以上)を試みた27例(男児16例、女児11例)である。てんかん分類では症候性全般てんかん12例(Lennox-Gastaut症候群2例、West症候群6例、Post-West症候群1例、その他3例)、症候性部分てんかん10例、未決定てんかん5例(subclinical electrical status epilepticus induced by sleep, ESES 3例、severe myoclonic epilepsy in infancy, SME 2例)であり、何れも極めて難治で入院加療を要したものである。VPAは臨時的脳波学的効果と血中濃度をモニターしながら数日おきに漸増した。単剤療法は16例、2剤併用が11例であった。

〈研究成績〉臨床発作に対する初期効果は発作消失例、発作減少例が27例中各々9例(33.3%)で、長期効果では6カ月以上追跡された24例中発作消失例が7例(29.2%)、発作減少例が8例(33.3%)であった。脳波に対する初期効果では27例中てんかん発射消失例が1例(3.7%)、著明改善は8例(29.6%)、改善9例(33.3%)で、長期効果はてんかん発射消失例が24例中4例(16.7%)、著明改善4例(16.7%)、改善8例(33.3%)であった。てんかん分類では症候性部分てんかん、ESESに、発作型では部分発作とatypical absencesに有効率が高かった。またVPA濃度の最高値は104.4~217.2μg/mlで、これが高い程有効率が高くなる傾向を認めた。副作用では低フィブリノーゲン血症を85.2%に、血小板減少を25.9%に認めたが、減量によりすみやかに改善した。なお、副作用に関しては誘発電位を含め種々の検討の結果についても述べる。

〈結論〉小児難治性てんかん治療で血中濃度100μg/ml以上のVPA大量療法は試みる価値があることを明らかにした。その効果は全般および部分てんかんを問わず認められた。